# 伊東市総合事業関連情報

## 平成29年7月3日版

### 伊東市高齢者福祉課

# 内容

住所地特例者の総合事業サービス利用について

ここでは、伊東市の介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)について、新たに決定された事項等を皆様にお知らせします。

### 1. 住所地特例者の総合事業サービス利用について

#### 【ポイント】

- 〇住所地特例者は伊東市の総合事業サービスを利用することが可能です。
- ○住所地特例者のケアマネジメントは伊東市の地域包括支援センターが行います。
- 〇住所地特例者に関する事業対象者申請書類の提出先は伊東市です。また、基本チェック リストについても伊東市が実施します。

住所地特例者\*は施設所在市町村において、当該市町村が実施する総合事業サービスを利用することが可能です(介護保険法第115条の45第1項、厚労省ガイドライン123頁)。この際の考え方や手続(申請先)に関して記載します。

ここでいう住所地特例者とは、伊東市内の住所地特例対象施設にお住まい**(住所を移している)**の他市町村被保険者のことを指します。

#### ※住所地特例者とは

他市町村から介護保険施設等に転入してきた被保険者を指します(介護保険法第13条)。

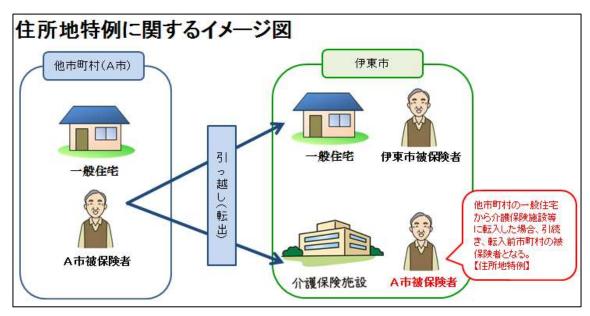
※介護保険施設等:介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設(老健)、

介護療養型医療施設、特定施設:有料老人ホーム(介護付・住宅型) ケアハウス・サ高住等、養護老人ホーム

※住所地特例対象施設であるかは各都道府県HPで確認が可能です。

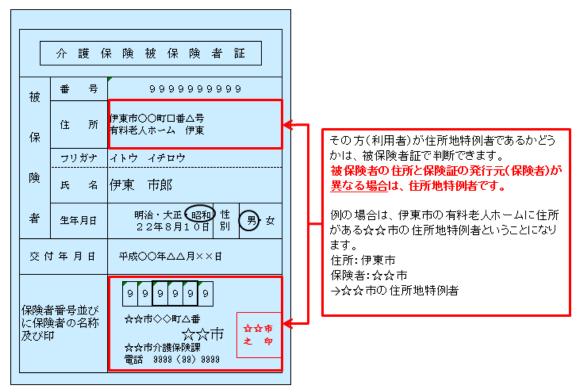
例:静岡県福祉指導課HP「住所地特例対象施設について」

他市町村から直接上記住所地特例対象施設へと住所を移した(転入した)場合、新住所地の被保険者とはならず、旧住所地である市町村が介護保険の保険者となります。



利用者が住所地特例者であるかどうかは、その方が持っている最新の介護保険被保険者証で確認できます。

この際、保険証記載の住所と保険証発行元の市町村(保険者)が異なっていれば住所地特例者となります。



#### 【注意点】

住所異動を伴わず、身体のみ伊東市にあるという方は住所地特例者として取り扱われません。

例 他市町村に住所を置いたまま、伊東市内の有料老人ホームに居住している 他市町村に住所を置いたまま、伊東市内の別荘等に居住している 等

#### 【住所地特例者の利用できるサービス事業所と支給費負担】

サービス提供事業所	費用の額	費用(保険給付)負担者
伊東市が指定する事業所	伊東市が定める額	保険者市町村

住所地特例者は施設所在市町村(住民登録地)が指定する総合事業サービス事業所を施設所在地市町村(住民登録地)が定めるルールに則って利用します。その際の費用は保険者市町村が負担することになります。

#### 【住所地特例者に係る各種申請の窓口等】

内容	事業対象者 申請	要支援認定 申請	ケアマネジメ ント届出	被保険者証 発行	支給費負担
窓口市町村	伊東市	保険者市町村	伊東市	保険者市町村	保険者市町村

- ・住所地特例者が**事業対象者の申請**を行う際の届出先は**伊東市**です。また、当該申請による事業対象者化の判定(基本チェックリストの実施)も伊東市が行います。
- ・住所地特例者が要支援認定申請を行う際の届出先は保険者市町村です。
- ・住所地特例者のケアマネジメントは伊東市の地域包括支援センターが実施し、その際 のケアマネジメント作成依頼届の提出先は伊東市となります。

伊東市は、住所地特例者の事業対象者申請を受け、基本チェックリストを実施することより、事業対象者であると認められた場合は、保険者市町村に対して情報を提供します。

これにより、保険者市町村は当該事業対象者に対して介護保険被保険者証を交付し、また、要したサービス支給費を負担します。

